

在日カナダ大使館HP 「広報・文化」 (http://www.canadanet.or.jp/p_c/w_h_geninfo.shtml)
*アクセス日 2008年10月29日

■2009年カナダ／日本ワーキングホリデープログラム

カナダ／日本ワーキングホリデー協定は、日本とカナダの若者が、就労により滞在費や旅行資金を補いながら、互いに相手国を最長1年間訪問し、その滞在を通して相手国の文化に親しみ、カナダ及び日本について理解を深めることを目的としています。従って、フルタイムの就労を目的とする場合は、ワーキングホリデーではなく就労許可証を申請してください。ワーキングホリデー就労許可証が発給される為には、カナダの移民法の要件と、ワーキングホリデー協定の要件の両方を満たさなければなりません。

2009年のプログラム参加者の枠は10,000人です。カナダ政府は相互協定に基づき、在日カナダ大使館にて移民法及び、プログラムの要件を満たしたす申請者に対し、ワーキングホリデーの就労許可証を発給します。申請受付は10,000人の枠を満たした時点で打ち切られますので予めご了承ください。

日本を含む全世界からのワーキングホリデープログラム参加者に、150カナダドルのプログラム参加費(PPF)が課金されます。これは、査証申請料ではなく、プログラム参加費です。

カナダ大使館・広報部は、ワーキングホリデープログラムの統括部として、査証部と連携しプログラムの運営に当り、情報提供、申請書受付と予備審査をいたします。

申請書の本審査はカナダ大使館・査証部が行い、審査に通った方には査証部がワーキングホリデー就労許可証発給の通知書を発行し、申請者に郵送、またはメール(e-mail)で送信します。

■募集要項：参加資格

1. 日本国籍を有する人
 2. 2009年内にカナダに入国し、一定期間（最長1年）カナダで休暇を過ごすことを本来の目的とする人
 3. 以前にこのプログラムに参加していない人
 4. 申請書受理時点で18才以上30才以下の入（出発日の時点での年齢ではありません。）
 5. 有効なパスポートを持ち、かつ往復切符を所持、または購入できる資金を有する人
 6. 滞在を希望する期間、医療費を含めて生活に必要な資金を有する人
 7. 150カナダドル相当のプログラム参加費を払う人
 8. 常識があり、健康で性格善良な人
 9. カナダで仕事が内定していない人
- * 6. に関しては、申請の段階で証明書を提出して頂く必要はありませんが、入国の際に、当面の生活費及び、片道航空券で入国される方は、帰国に必要な旅費を持っていることを証明する必要があります。目安として最低50万円程用意されるようお勧めします。